

県下 J A ・ J A 熊本経済連主催の令和 8 年度農作業安全講習（大特・けん引：農耕用）実施要領

1. 目的

熊本県にて農業を営んでいる生産者及び新規就農者を対象に、農業機械の基本操作及び農作業安全に関する知識、安全な道路走行を習得させるとともに、道路走行上必要な運転免許証の取得を目的とし、県下 J A と J A 熊本経済連が免許（大特・けん引：農耕用）取得支援に向け、講習会を実施する。

2. 講習（免許）の種類

大特免許（農耕用）、けん引免許（農耕用）

3. 講習の場所

熊本県立農業大学校敷地内

（1）すべての講習及び運転免許技能試験（運転免許センターより出張試験）は、農業大学校研修部のトラクターコースで行う。

※但し、運転免許試験にかかる申請手続き及び運転免許適正試験については運転免許センターで行なう。（最終日早朝）

4. 実施時期

令和 8 年 5 月～令和 9 年 2 月

5. 講習内容及び実施回数・定員

（1）講習内容

- ア 講座等による農作業安全啓発
- イ 大型トラクター及びトレーラけん引による運転操作及び路上走行練習
- ウ 熊本県運転免許センターによる大特・けん引（農耕車限定）運転免許の出張試験

（2）講習回数・定員

	実施期間（9：00～16：00）	定員（名）
大特 1	5 月 1 2 日（火）～1 5 日（金）	24
大特 2	1 2 月 1 5 日（火）～1 8 日（金）	24
けん引 1	8 月 2 5 日（火）～2 8 日（金）	24
けん引 2	2 月 1 6 日（火）～1 9 日（金）	24

6. 受講対象者

下記のア、イ、ウ、エのいずれかの要件を満たす生産者

- ア J A を通じて大特・けん引の免許を必要とする農業機械を購入（過去 1 0 年以内）された生産者
 - イ 今後、J A を通じて大特・けん引の免許を必要とする農業機械の購入を検討されている生産者
 - ウ 県内に居住する専業農家又は年間 1 5 0 日以上農業に従事される生産者で大型特殊車両の農業機械を有するまたは利用している者（現有免許の住所が県内である事）
 - エ 県内に居住する農業生産組織又は農業生産法人等の構成員、従業員で大型特殊車両の農業機械を運転・所有または利用している者
- ※ウ 家族経営に該当する場合は、1 名とする。
エ 集落営農や受託組織等の農業生産組織、農業生産法人等は、2 名以内とする。

7. 受講資格要件

原則として、下記の(1)、(2)、(3)の要件を満たす者

（1）熊本県警察本部が実施する運転免許試験の受験要件満たす者

- ア 大特
 - （ア）現有免許証の住所が熊本県内であること。
 - （イ）普通免許取得者であること。
 - （ウ）視力が両眼で 0. 7 以上、かつ、一眼でそれぞれ 0. 3 以上であること。

一眼の視力が0.3未満ない者もしくは一眼が見えない者は、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること（矯正視力を含む）。

イ けん引

(ア) 現有免許証の住所が熊本県内であること。

(イ) 大特（農耕車限定も含む）免許取得者であること。

(ウ) 視力が両眼で0.8以上、かつ、一眼でそれぞれ0.5以上であること（矯正視力を含む）。

(エ) 深視力が三かん法の奥行知覚検査器により3回の平均誤差が2cm以下であること。

ウ 特記事項

身体障害者手帳を有する者、現有免許証で身体障害について条件が付いている者、または一定の病気等がある者については受験にあたって事前に運転免許センターにて安全相談を受け、熊本県公安委員会が発行する「安全運転相談通知書」の確認がとれた場合等に限る。

(注) 一定の病気等

(統合失調症・てんかん・再発性の失神（反射性失神・不整脈）・無自覚性の低血糖・そううつ病・重度の眠気のある睡眠障害・自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかの能力を欠くこととなるおそれがある精神障害・脳卒中・脳出血・脳梗塞・くも膜下出血等・認知症・アルコール依存症 等)

(2) 所定の講座全日程を欠席せずに参加できる者。

(3) 運転免許証を所有している者。（マイナンバー免許証所有のみの受講申込みは不可）

8. 受講手続き

ア) 受講希望者の受付期間

大特・けん引：令和8年3月2日（月）～3月31日（火）

イ) 受講申込書

受講申込者にて、必要事項を記入し提出するものとする。（別紙1）

ウ) 受講希望者の申込受付

県下JA農機センターにて受講申込書を受付（申込提出先：別紙2）

※JAがとりまとめを行い、JAで受付後、JA熊本経済連へ提出するものとする。

9. 受講者の決定と通知

(1) 決定

JA熊本経済連は、受講申込書の書類審査（受講資格要件等確認）のうえ受講者を決定するものとし、受講者が定員を超過した場合、抽選を行う。

(2) 通知

JA熊本経済連は、受講者を決定し、JAを通じて本人へ講習通知を行う。（4月中旬頃）

※本講習の受講枠から漏れた場合のみ、熊本県農業大学校主催の令和7年度農作業安全講座（大特・けん引）に受講申込書を提出することが出来ます。（重複申込は出来ません。）

10. 受講申込書の取り扱い

受講申込書は、年度内限りの保管とし、講習終了後すべて廃棄する。

11. 受講に必要なもの

(1) 運転免許証

(2) 講習に適した安全で動きやすい服装（長袖・長ズボンの作業服）、運動靴、雨具、筆記用具（黒ボールペン・鉛筆・消しゴム）、眼鏡等

(3) 経費

受講料、運転免許試験受験に関する経費（交通費・滞在費等）及び傷害保険加入（必須）の費用は受講者負担。

ア. 受講料 大特（農耕用） 6,200円

けん引（農耕用） 7,000円

イ. 運転免許試験受験料 2,800円

（熊本県収入証紙：免許センターで購入）

ウ. 免許証交付手数料 1,550円～2,450円（合格者のみ）

エ. 免許写真代（参考） 1,000円程度（縦3cm×横2.4cmを2枚）

オ. 傷害保険料（参考） 1,200円程度（講習初日に加入手続きあり）

※宿泊希望の受講者は、県立農大宿泊施設の利用も可能 1,610円/日

（県立農大の空室状況の確認作業が必要）

1 2. 注意事項

(1) 免許更新年の申し込みの場合

誕生日から現有免許証の有効期限（誕生日から1か月後）の間には、受講の希望日を設定しない。

(2) 受講申込後、現有免許証の住所から転居した場合（受講決定者のみ）

受講前に最寄りの警察署で住所変更を行なっておくこと。なお、変更後は直ちに免許証コピー（両面）を受講申込を提出したJAに提出すること。

(3) 合格者免許証の交付日

合格者は、所定の交付日（試験日から数えて3回目の火曜日。当日が祝祭日等で休日の場合は、その翌日）に所定の交付場所（免許センター又は所管の警察署）で必ず免許証の受領を行うこと。

(4) この講習は、指導教官の指示に従い、安全第一に終始すること。また、どうしても避けられない理由、やむを得ない理由等がない限り、欠席・遅刻・早退は認めない。

(5) この講習は、農作業安全講習を3日間、最終日には免許センターより試験官にて本試験を実施する

県立農大の敷地内で、試験コースが設定されておりますので、試験コースを覚える事となります。

※試験コースの概要（一部）については、テキストに掲載しておりますので、ご参照の程宜しく願います。

(6) 免許証交付手数料については、免許センターに確認をお願いします。